



4月29日～5月1日

市制祝賀祭

(勝山市制祝賀祭行事計画表)

実施期日	実施種目	開始時刻	場所
四月二十七日	開運 市制祝賀・校舎落成記念行事 勝山中学校学生会	午後一時 来賓・学校一般公開	勝山中学校
四月二十八日 特別行事 前夜祭	物故自治功労者慰霊祭 戦没者慰霊祭 宝生流謡曲大会	午前九時 午後二時 午後六時	尊光寺 勝山公民館
四月二十九日	市制祝賀記念式典 琴・尺八・日本舞踊大会 祝賀旗行列 祝賀提灯行列 花火打揚大会	午前十時 午後一時 午後六時半 夜	勝山中学校講堂 成露西小学校 市内 勝山橋畔河原
四月三十日	支所訪問リレー カーニバル大会(機動) カーニバル大会(徒歩) のど自慢演人演芸、名士慰労大会	午前九時半 午後二時 午後一時より 午後連綿二回	市内 市内 旧勝山町 勝山中学校
五月一日	花菱アチャコ劇団公演 浪曲と万才 (入場券)	午後一時及 午後七時 深夜二回	勝山中学校講堂
全期	市制祝賀写真展 児童・生徒作品展覧会 琴道、絵画展覧会 華道展示会 作り物競技大会 古美術展並小笠原公遠墨展 電信、電話展 切手と御自慢年賀狀展 祝賀祭協賛大出し 祝賀アーチ設置 勝山市制祝賀記念写真展募集		本町通り 勝山中学校 勝山公民館 勝山中学校 各町内 旧勝山町内 勝山中学校 市内 市内

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

勝山市制祝賀祭

二十四種目の行事を揃え

華々しく開幕

新生勝山市の歴史的な誕生を祝し、併せて新市発展の輝かしき前途を祈念する豪華な市制祝賀祭は、愈々来る四月二十九日から三日間、多彩なスケジュールの下に華々しくその幕が切つて落ちることになりました。

昨秋九月一日大勝山市が誕生致しましてから約八ヶ月、四万市民を挙げて心待ちに待ちこがれていた祝賀祭だけに、その感激はまた一入新たなるものがあり、全市は興奮のつぼと化す事でしょう。皆さんと共に祝う行事の数々を以下概略御知らせ致します

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

特別行事

四月二十八日

物故自治功労者慰霊祭

今日の佳き日を迎えられることとは遠くは旧藩政時代の自治組織から、近くは明治維新以後の地方行政に携わられた先輩各位の功労の累積が因をなしているに思いを致しますと、先づ以て現存の方々は勿論のこと、既に故人となられた人々の恩を徳ぶ情や切々たるものがあるのであります。

この故に、なくなられました人々への敬謝の行事としてこの慰霊祭を催させて頂くことになりました。おまつり致します御霊は凡ての自治功労者の方々であります。会場等の都合で御参拜をお願いする御遺族は町村制施行以来物故されました限られた方々の御遺族にさせて頂いたような次第であります。

二十八日午前九時から中後区尊光寺で厳かに仏式で挙行させて頂きます。多数御参拜下さいませよう御願致します。

戦歿者慰霊祭

尙又今日の喜びを迎えられますことは祖国守護の礎となられました戦歿者の忠魂の賜であります。永えに我が郷土を守り給う御霊の前に跪坐し、鞠躬如として感謝の誠意を被れきし報恩の誠を捧げますことは私等の当然の義務であると存じます。

全日尊光寺に於きまして午後二時から一、五二三柱の御前で仏式で厳肅に挙行させて頂きます。皆さんの御参拜を心からお願致します。

関連行事

四月二十七日

市制祝賀記念勝中学芸会

- 1、主催 勝山中学校
- 2、場所 勝中講堂
- 3、時間 午後一時 来賓、生徒 午後七時 一般公開

前夜祭行事

四月二十八日

宝生流謡曲大会

- 1、主催 勝山宝生会
- 2、時間 午後六時より
- 3、会場 勝山公民館
- 4、種目 八嶋、嵐山、鞍馬天狗 羽衣

祝賀祭第一日

四月二十九日

市制祝賀記念式典

祝賀祭の中で最も重要な記念式典は午前十時から新装全く成つた勝山中学校講堂で挙行されます。県知事を初め市内外より多数の関係者を御招待申上げ、厳かな式の中に慶祝の至誠を捧げ併せて新市の前途を祝福致すのであります。

琴、尺八、日本舞踊大会

- 1、主催 竹露会
- 2、時間 午後一時より
- 3、会場 成器西小学校

旗行列

市内各学校を主体として全市内各所で賑かに行われます。全市旗また旗の波で埋まることでしょう。行進歌は今回完成致しました勝山市制祝賀の歌が予定されています。

提灯行列

市制祝賀祭の第一夜を飾る提灯行列は、夜空を彩どる打揚火花を背景に各町内毎に青年団を主体として行われ、全市民皆様の多数の御参加を希望致しております。

市の中心部旧勝山町では六分団に分割して各分団毎にそれぞれ次の様な経路で行われ、成器西小学校へ午後六時三十分までに集合する様計画されています。

提灯行列各分団(コース)

- ▼第一分団 西校々庭 木下工場 正等寺 南校 片瀬 猪野口 若猪野 高島 畔川 立石 郷 本町 沢 芳野 富田 長瀬 下後 中後 スポーツガイド エ
- ▼第二分団 西校々庭 精練

清陽丹 芳野 沢 トキヤ 本町
 スポーツガイド 郡 立川 高島 若猪野 猪野口 岡横江 片瀬 南校 兄弟昭和工場 精華寮
 正等寺 登記所 市役所前

▼第三分団 西校々庭 木下工場 正等寺 登記所 伏見屋 公社 立石 郡 本町 専売 トキヤ 沢 芳野 富田 下長瀬 木村洋食店 河原町 清洋軒 駅前引返し 中後 下後 上長瀬 本町 郡 上後 中後 スポーツガイド エビヤ 市役所前

▼第四分団 茶所 滝波 新保 橋 引返し 茶所 下長瀬 上長瀬 トキヤ 前 富田 芳野 沢 中吉 上袋田 郡 上後 スポーツガイド 市役所前

▼第五分団 浄願寺 猿倉 浄土寺 郡 中央工業 芳野 沢 トキヤ 前 富田 大和染色 下長瀬 上長瀬 河原町 清洋軒 中後 下後 上長瀬 本町 郡 立石 専売公社 上元祿 松文 下元祿 登記所 正等寺 兄弟若葉 衆 兄弟会社 市役所前

▼第六分団 若猪野分館 猪野口 岡横江 平泉寺 片瀬 猪野 毛原 高島 畔川 立川 郡 本町 上長瀬 下後 中後 スポーツガイド 市役所前

火花打揚大会

市制祝賀祭の第一夜を祝つて、夕暮れより勝山橋畔河原に於て豪華に打揚げられることになつていきます。美しい色々が夜空を飾り、川面に映えて、いやが上にも祝賀祭の気分は高調して来ることでしょう。

火花は全期間中必要に応じ打ち揚げますが、この日は特に昼間は二十発、夜は七十発をあげることになつていきます。

祝賀祭第二日

四月三十日

支所訪問リレ

市広報第十一号で細目は御知らせ致しましたが、出発時間が正午と予定されていましたが、都合により午前九時三十分市役所前を出発するよう変更になりました。

一、コース市役所前を出発し、羽、平泉寺、村岡、北谷、野向、荒土、北郷、鹿谷の各支所を経て市役所に至る全行程四七、五五〇米、全区間十八区間

一、各チームに鉢巻を配布その色分けは次の通りです。

- 勝山町一赤 平泉寺町一黄
- 村岡町一青 野向町一桃
- 北谷町一紫 荒土町一緑
- 北郷町一茶 鹿谷町一白
- 還羽町一橙

一、優勝チームには市体育協会長杯、福井新聞社権

一、機動力部

- ①機動力部 自動車、小型三輪車、乗用車、乗用馬車、オートバイスクーター
- ②仮装種目 自由
- ③出発 午後二時
- ④集合場所 成器西校々庭
- ⑤申込締切 四月二十三日
- ⑥賞 六位まで賞状及毎日新聞社賞、優勝団体には毎日新聞社旗

二、徒歩の部

- ①仮装種目 自由
- ②出発 午後二時
- ③集合場所 成器西校々庭
- ④賞 六位迄機動力部に準ず
- ⑤経路 次の通り
- ⑥徒歩の部 コース

第一班 西校々庭 片田折箱店 船橋機業 赤尾屋 小林綿店 矢戸機業 武生屋 義宣寺 大和染色 藤沢炭店 山田機業 木村洋食店 清洋軒 北電商 中央通 松井齒科 中吉商 商工会 魚山下 立川 農協 若狭野公民館 南校 専売公社 松文 登記所 正等寺 精練 長勝寺 渡機業 石敢齒科 鉛島 玉木書店 エビヤ 市役所前

第二班 西校々庭 木下機業 江守たばこ店 正等寺 南校 毛屋 片瀬 山岸機業 魚山下 神明社前 丸山タンス店 松井齒科 木村洋食店 山田機業 藤沢炭店 大和染色 別田機業 前田米店 谷屋前 武生屋 義宣寺 トキヤ 木町 商工会 朝日印刷 電報電話局 エビヤ 横 市役所

◆のど自慢素人演奏会、名士隠芸大会

- 1、時間 午後一時より連続二回
- 2、会場 勝山中学校
- 3、資格 年令には制限なし
- 4、入場 歌謡曲、舞踊部毎に優勝者に市長杯
- 一等 八〇〇円
- 二等 五〇〇円
- 三等 三〇〇円
- 5、申込 勝山公民館
- 6、名士隠芸は目下切角申込みをうけています、御期待下さい皆さんの御来観をおまちして
- 7、歌謡曲は楽譜を、舞踊はレコードを持参のこと

祝賀祭第三日

五月一日

花菱アチャコ劇団公演及 涙曲と万才

花菱アチャコ師(本名藤木徳朗 勝山市猪野口出身)は今回の勝山市制祝賀祭に際し、故郷に錦を飾るべく多忙な日程の一部を削いて郷土のために快よく来勝の上、午後一時から昼夜連続二回勝山中学校講堂で市民の皆様の前に一回二時間半の熱演で公演されることになりました。

一行二十四名は青春手帖などで皆様になじみの豪華メンバーでありまして、市民の皆様の大の御期待に添えること、存じます。尚入場は無料ですから多数御来場下さいませよう御願致します。

一、花菱アチャコ劇団

花菱アチャコ、沢文子、奈和八千代、長井愛子、大井孝、春日野藤、中谷勝彦、浪花千栄子、楽団ハッピーショップ五名、他五名、計十八名

一、涙曲二名、万才四名

期間中を通じて行われる行事

◆露道及絵画展覧会

- 1、題材 自由
- 2、規格 自由
- 3、点数 制限なし

4、申込期日及申込先 四月二十二日までに勝山公民館宛出品目録を提出すること

5、搬入先 勝山公民館

6、搬入日 四月二十七日

◆華道展覧会

- 1、題材及花材 自由
- 2、点数 一人一点位
- 3、生け込み 四月二十八日一時
- 4、申込期日及申込先 四月二十二日までに勝山公民館宛出品目録を提出のこと
- 5、会場 勝山中学校

◆電信電話展

市制祝賀の協賛行事として、勝山電報電話局では、電信電話展を勝山中学校で開催し、超短波無線送受信機、自動印刷電信送受信機の外各種電話機、交換台等を展示します。

◆児童生徒作品展

- 1、出品 図画、書方
- 2、会場 勝山中学校
- 3、提出先 勝山中学校

◆作り物競技大会

各区ごとに自慢の力作を発表して、その技術を競います。果してどんな傑作が飛び出すやら、何区にその栄冠が輝くやら、市民の皆様御期待に添うべく各区では努力致しております。

◆市制祝賀写真展

- 1、題材 自由(勝山市関係)
- 2、サイズ 四つ切
- 3、枚数 制限なし
- 4、提出先 勝山写真クラブ
- 5、締切 四月二十二日
- 6、審査 小西大徳社
- 7、発表場 祝賀祭期間中
- 8、会場 本町通り
- 9、賞 推選一点 勝山市長杯 特選三点 市会議員杯 観光協会長杯 藤田写真館杯
- 10、参加資格 勝山市在住者に限る。

入選十名 佳作十名 参加賞全員 読売新聞社

◆切手と御自慢年賀状展

市制祝賀の協賛行事として、勝山郵便局では珍らしい切手と年賀状展を勝山中学校で開催します。

◆古美術展並小笠原公遺墨展
主として芸術的な書画、骨董類及び旧藩主小笠原公の遺墨を展示して市民の皆様の古きを偲ぶよすがと致したいと存じています。

◆祝賀ア・子の設置
勝山市役所前、勝山中学校前、勝山駅前、小舟渡、下荒井の五カ所に設置致します。

◆市制祝賀行事写真募集

- 1、題材—祝賀に関するもの
 - 2、サイズ—四ツ切
 - 3、提出先—勝山写真クラブ
 - 4、締切—五月十日
 - 5、審査—富士写真フィルムKK
 - 6、発表展—五月下旬、於公民館
 - 7、表彰—推選一点、勝山市長賞
特選二点、記念品
入選五点、佳作二十点
 - 8、参加資格—制限なし
- 以上期日中を通じて行う行事は四月二十九日から公開されますから、皆様お揃いの上御観覧下さいませようお願い致します。

大学入学資格検定
施行について

資格検定の願書受付および検定施行の期日が左記のように決定になりましたのでお知らせします。

備考 詳細は市教育委員会で大学入学資格検定規程及び受検要覧を御覧下さい。

- 昭和三十年年度
- 一、願書受付期間
昭和三十年四月二十五日から五月三十一日まで
 - 二、検定施行期間

九、 一〇〇、三〇	八月二日	三	日	四	日	五	日	六	日	七	日
一〇、 一〇〇、二五	一般社会	一般数学	外国語	時事問題	総合農業	総合農業	総合農業	総合農業	総合農業	総合農業	総合農業
一一、 一〇〇、二〇	漢文	物理	化学	生物	幾何	幾何	幾何	幾何	幾何	幾何	幾何
一二、 一〇〇、一五	世界史	地学	保健	人文地理	簿記金計	簿記金計	簿記金計	簿記金計	簿記金計	簿記金計	簿記金計

昭和三十年八月二日から八月七日まで
三、検定施行日程
一日四時限
(但し体育の検定実施当日のみ二時限)
一時限あての試験時間九〇分
備考 同時限に二科目を実施する科目は同時にそれぞれの科目を受験することは出来ません。
四、受検場(福井県分) 藤島高校の予定

市公営住宅の
入居希望者
募集について

勝山市告示第十一号により、昭和二十九年年度建設市公営住宅の入居希望者を左記の通り募集する。
昭和三十年四月二十日
勝山市長 山内 経喜

- 一、入居住宅所在地及戸数
- 第一種 勝山市村岡町郡地籍第五拾壹号式番地
一戸の建坪 拾壹坪
居室六畳 式間
十戸
- 第二種 勝山市毛屋地籍第十式
字十四字
一戸の建坪 九坪
居室四・五畳 式間
五戸

五月一日 勝中講堂
花菱アチャコ劇

入場券

会場整理の都合がありますのでこの券を切り取り御持参下さい

勝山市役所

検定出願希望者は出願書類を県教育指導課へ御申し込み下さい。郵送の場合は切手同封のこと。

して勝山市に居住する者、左の条件を充足する者であること。

- 1、現に同居しようとする親族がある者。
- 2、毎月左の収入があり且つ確実なる保証人一名以上を有する者。

種別	収入基準
第一種 公営住宅	九、六〇〇円以上 二四、〇〇〇円以下
第二種 公営住宅	一六、〇〇〇円以下

- 三、現に住宅に困窮していることが明らかなる者。
- 四、申込期間
自四月二十日
至四月三十日
- 五、申込要領
市商工課に準備してある申込用紙を用い右の期間中に全課へ提出のこと。
- 六、入居者の選考方法
入居申込をした者のうちでその住宅困窮度を審査し公正な方法で入居者を決定する。

市税の納期と

奨励金について

一般の方に直接関係のある税は普通税では市民税、固定資産税、自転車荷車税。目的税では国民健康保険税です。

これらの税は各期毎に納期が定められていまして、納期までに完納されずと「勝山市納税奨励規則」(昭和三十年四月一日施行)により納税貯蓄組合員で、組合を通じ一括納入された場合は百分の三。区域又は職域で組織された組合を通じて取まとめ納入された場合は百分の二、一般個人で納入された場合は百分の一、の奨励金を即時収入後窓口で交付致します。又その反面、納期日経過後は嚴重に日歩四銭の延滞金、督促状発令後は更に日歩四銭の延滞金が徴収されます。

めて延滞金を取られるより、納期内に完納されて奨励金を貰う機心がけて下さい。
なお別表の通り市税納期一覧表を掲載致しましたから、特に御協力方を御願ひ致します。

国民健康保険

受診証の更新

勝山市国民健康保険組合では、今まで旧町村発行の受診証を使用して参りましたが、今度汚損、紛失分の補充を兼ねるため市として一本化する新受診証を交付して、四月一日より通用することになりました。
受診証は藤色で、市のマークを浮出したものであり、市衛生課では皆さんに交付致しました受診証の記載事項(世帯主及被保険者等

〜)について異動及記載もれ等がある場合には各支所に於て訂正致しますからその旨届出て下さい。

料金受信人拂の取扱補充について

勝山電報電話局

現在電報料金は特別の場合を除いて、発信人が支払うことになつていますが、去る四月一日からすべての電報(但し加入電話から発信する電報、慶弔電報、無線電報および同報無線電報を除く。)について受信人が料金を支払うことができるようになり、全国の電報取扱局で取扱いを始めました。

これは多くの取引先から電報を受けたような人が電々公社で定めた「料金受取人払電報券」を作つて着信電報取扱局の認印をうけて、あらかじめ発信人に配布しておき、発信局ではこの券券によつて受取人払の取扱いをするわけでありませぬ。これは取扱数に制限はありません。公社ではなるべく早く一ヶ月三十通以上の大口利用者を望んでいます。

料金は毎月分とりまとめ、あとで受取人が支払えばよく、又この取扱のため、特別の手数料はおりませぬ。なお詳しいことは電話一五〇番へ御問合せ下さい。

市営火葬場使用料制定

火葬場使用条例は従来旧勝山町の条例を準用していましたが、今般勝山市火葬場使用条例が次の通り制定され、四月一日から施行されました。

- 火葬場使用料
 - 十五才以上 一、五〇〇円
 - 寝棺一具につき 一、〇〇〇円
 - 五才以上十五才未満 一、〇〇〇円
 - 寝棺一具につき 一、〇〇〇円
 - 五才未満 八〇〇円
 - 座棺一具につき 五〇〇円
 - 座棺一具につき 三〇〇円
 - 死産児一具につき 三〇〇円
 - 胎盤一包につき 一〇〇円
 - (産婦一名分) 一〇〇円
- ただし他市町村に住居のある者については、前項金額の五割増となつています。

税 目	通 税				普 民 税				税 別	期 別	納 付 期 日	備 考	
	市 民 税	市 民 税	市 民 税	市 民 税	市 民 税	市 民 税	市 民 税	市 民 税					
国民健康保険税	定期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一月一日現在により課税
	二期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	三期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	四期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
固定資産税	定期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一月一日現在による賦課
	二期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	三期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	四期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
自転車・荷車税	定期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一月一日現在による賦課
	二期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	三期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	四期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
市たばこ消費税	定期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一月一日現在による賦課
	二期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	三期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	四期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
電気ガス税	定期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一月一日現在による賦課
	二期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	三期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	四期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
炭 産 税	定期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一月一日現在による賦課
	二期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	三期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	四期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
木材引取税	定期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一期	二期	三期	四期	一月一日現在による賦課
	二期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	三期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	
	四期	七月三十日	十月三十日	一月三十日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月二十五日	四月二十五日	七月二十五日	十月二十五日	一月一日現在による賦課	

勝山産地たばこ耕作組合發足

初代組合長に 勝山市長就任

組合長挨拶
本日茲に勝山専売公社出張所管内の旧町村十八組合が統合して勝山産地たばこ耕作組合なるものが單一組合として発足致しましたが不肖はからずも理事各位万場一致の御推挙により今般当組合の組合長を御引受け致した次第であります。

御承知のとおり私は当地の生れでありまして、たばこにつきましては幼少の頃より見聞致しておりましたが、しかし特別に知識、経験もなく葉たばこ耕作につきましては全くの素人でありますので、皆々様の御指導と御援助によりこの重大なる責任を果したいと思つております。

先般金沢へ参りましたときも金沢地方局へ立寄り専売局幹部の方々と親しく御逢いしていろいろ御高配を賜りましたが、地方局におかれても特に勝山産地のたばこ耕作には深い関心をもつておられましたので、当地と致しましては何より結構な事と喜んで居る次第であります。茲に厚く御礼申上げると共に今後共よろしく御指導を賜りますよう御願ひ申上げます。

葉たばこは当地においてその伝統は古く副業の第一位を占め、その収入も全く他の符隨を許さない優位にあつて、単作地帯において最も重大なる役割を占めており、斯業の奨励こそ当地発展に寄与すること誠に大なるものと信じます。何卒専売局のお方は勿論、各理事並びに代議員の方々と共にこの生れたばかりの組合の発展を期し度く凡ゆる努力と研究を續けて行き度いと思ひますからよろしく御援助の程を御願ひ申上げて就任の御挨拶と致します。

みんながなやまされて居る騒音は近頃大きな関心事となつてきました。

しかし騒音とは一日に申せば、ウルサイ音であります。このウルサイという理由をつきとめなければなりません。

必要以上の限度を越した大きな音は快音であつてもウルサイ音になり又、不快な音は大小にかゝわらずウルサイ音になりますから、周波数の特性や音色についても研究の余地があります。

いづれにしても必要以上の限度を越した大きな音は、ウルサイ音即ち騒音になりますから、これを防止するために騒音防止に関する条例が定められ騒音防止にのりだすことになりました。

本県にはこの条例が定められていませんが、その内容は皆常識的なものでありますから、各自がそれぞれ相當の注意を払えば防止できるものであります。

宣伝用の拡声放送を商売にして使つて居る方もあります。これらの業者は特にどの位までの音を出してよいか、音の指向性をどのように定めたらよいかを十分検討して、騒音防止に努めていたき相互が快適な生活を築しめるよう左記事項を必ず守りましょう。

- 一、病院や学校の周囲では、授業や病人の差支えるような音を出さない様にしましょう。
- 二、近隣の来客の応待ができないような音を出さないようにしましょう。
- 三、近隣の電話、ラジオ等の受信を妨げるような音を出さないようにしましょう。
- 四、近隣の学生の勉強の妨げや乳幼児、病人等の就寝や、休養ができないような音を出さないようにしましょう。
- 五、午後十一時から翌朝六時まで

の間は、祭礼、盆踊その他催物の音を出さないようにしましょう。

- 六、午後七時から翌朝八時までの間は、拡声機による宣伝放送はしないようにいたしましょう。
- 七、午後十一時から翌朝六時までの間は、家の内外からはつきりと聞えるような楽器、ラジオなどの音を出さないようにしましょう。
- 八、五米以内の距離に二個以上の拡声機で同時に放送をしないようにしましょう。
- 九、地上十米以上の高所から、拡声機による放送をしないようにしましょう。
- 十、地上五米以上の高所に拡声機をとりつけ放送するときは、三〇〜四〇度下に向けて放送しましょう。
- 十一、学校、病院その他静穏を必要とする場所の周囲では、安全運転に必要な以外は、みだりに警笛をならさないようにしましょう。
- 十二、交叉点で前の自動車の発車を促すため、みだりに警笛をならさないようにしましょう。
- 十三、他の自動車をかきわけて通過するために、警笛をならさないようにしましょう。
- 十四、その他客引、あいさつ、祭席の知らせなどの必要のない場合をするために、警笛をならさないようにしましょう。

(勝山警察署)

勝山市制祝賀の歌

作詞 勝高 宮沢岩雄
作曲 勝山中学校教員

山波めぐる勝山に
光キラキラ朝の雲
市制はこゝに方十里
家は野山に離れても
みんな仰ぐ大日岳
あゝ 高い嶺
文化は芽ぐむ勝山市
河は九頭竜水清く
底の小石も一、二、三
三万八千住民は
心ひとつにかたまつて
どんな時勢も何のその
あゝ 強い河
生産はげむ勝山市
人みな笑顔口々に
新生勝山万才と
挨拶かわす嬉しさよ
山の林も歓脈も
拓いてくれと待つて居る
あゝ この資源
小旗振れ振れ万々才

楽しい生活は

騒音防止から

私達が、歩いているときも又、学校、職場、家庭にあるときも、